

改正

平成20年12月25日教委告示第14号

安曇野市文化財調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市文化財保護条例（平成17年安曇野市条例第238号）第13条第2項の規定に基づき、安曇野市文化財調査委員会（以下「委員会」という。）の組織と運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、文化財の把握と保全のため、市内に存在する文化財について調査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日教委告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。